

# News Release

2018年2月9日

## 「一時金+年金」で、認知症や介護のリスクを一生保障！ 終身保険の「終身介護・認知症プラン」を発売

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社（社長：丹保 人重）は、2018年4月2日（月）より、認知症治療等の介護リスクに備える新商品「終身介護・認知症プラン」[正式名称：終身保険（低解約返戻金型）無配当／終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）認知症一時給付金特則付]を発売します。

当社では、2012年12月よりお支払事由が公的介護保険制度と連動した「終身介護保障特約」を発売し、一時金と年金による保障がお客様にご好評いただいております。

今般、同特約をリニューアルし、**介護の中でも負担が大きい認知症介護状態への保障を追加**し、社会問題化しつつある介護への不安に、より手厚く備えることができるようにしました。

### 「終身介護・認知症プラン」の主な特長

#### 1. 要介護状態になられたとき、一時金・年金をお受け取りいただけます

- ・要介護状態になられたとき、**自宅の改修等の初期費用は一時金、毎年かかる介護費用は年金で備える**ことができます。
- ・公的介護保険制度に定める「要介護2」以上に該当した場合に給付金をお受け取りいただけます。（支払事由はわかりやすく、公的制度と連動）。
- ・約款所定の生活介護状態・高度障害状態になられたときにも一時金・年金をお受け取りいただけます。

#### 2. 認知症のリスクに手厚く備えることができます

- ・介護者にとって経済的にも身体的・精神的にも負担が大きい**認知症に対して、一時金で備える**ことができます。

#### 3. ニーズに合わせて、年金・一時金の型を選択することができます

- ・**介護障害年金を一生にわたり確保したいお客様には「終身年金」を、一定の期間のみ割安な保険料で確保したいお客様には「5年確定年金」**をご用意しています。
- ・要介護状態になられたときの介護障害一時金は年金額の「1倍」「2倍」「4倍」「なし」の4つの型から選択できます。
- ・認知症一時金に関しては「50万円」「100万円」「200万円」「300万円」の4つのパターンから選択できます。

#### 4. 保険料は変わらずに、保障が一生続きます

- ・終身保険ですので、**介護や認知症、死亡に関する保障は一生続きます**。
- ・お支払いいただく保険料は契約時のまま、変わりません。

#### 5. 告知書のご提出のみでお申込みいただけます

- ・お客様の健康状態に関する告知書のご提出のみでお申込みいただけます。医師の診査は不要です。

当社は、高齢化社会が進む中、今後とも真にお客様に役立つ医療・介護商品・サービスを提供することで、より一層社会的な役割を果たせるよう努めてまいります。

以上

#### 本件に関するお問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

経営企画部 広報グループ 酒井・柳田 TEL 03-5539-8309

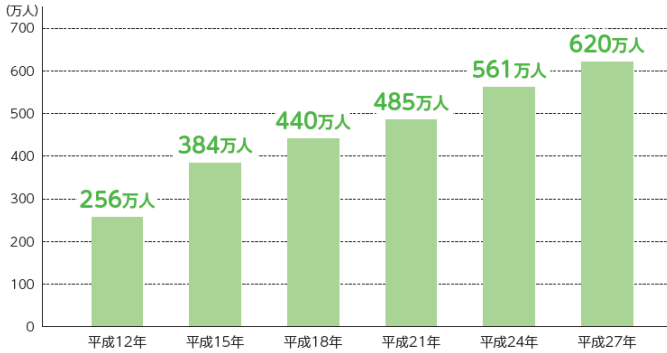
商品部 商品販売支援グループ 坂島・森 TEL 03-5539-8326

## I. 開発の背景

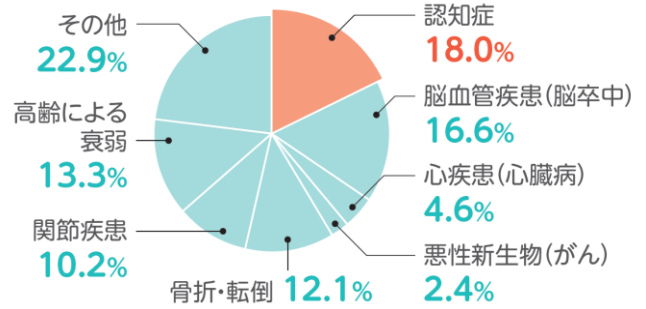
厚生労働省が公表した公的介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、2000（平成12）年の制度発足以来年々増加し、2015（平成27）年には制度発足時の約2.5倍となる水準に達しています。また、2016（平成28）年度の国民生活基礎調査によると、介護が必要となった主な原因において、認知症が初めて第1位となりました。

こうした状況を踏まえ、介護にかかる経済的負担への備えをさらに充実させた、本プランを発売します。

【要介護（要支援）認定者数の推移】



【介護が必要になった主な原因の構成割合】



厚生労働省「平成27年 介護保険事業状況報告（年報）」

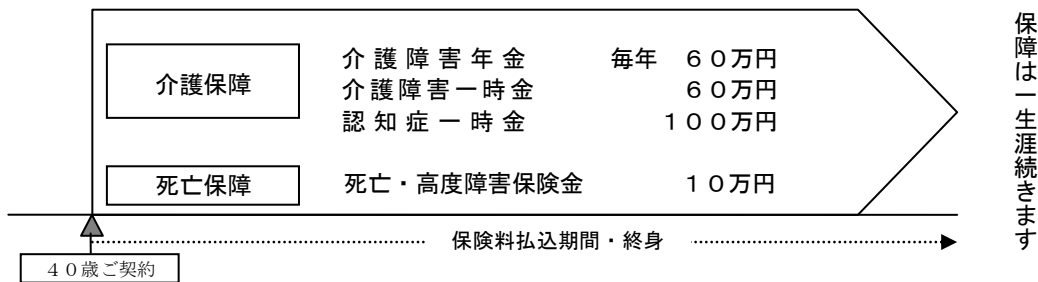
厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」

## II. 商品のしくみ

終身保険（低解約返戻金型）無配当

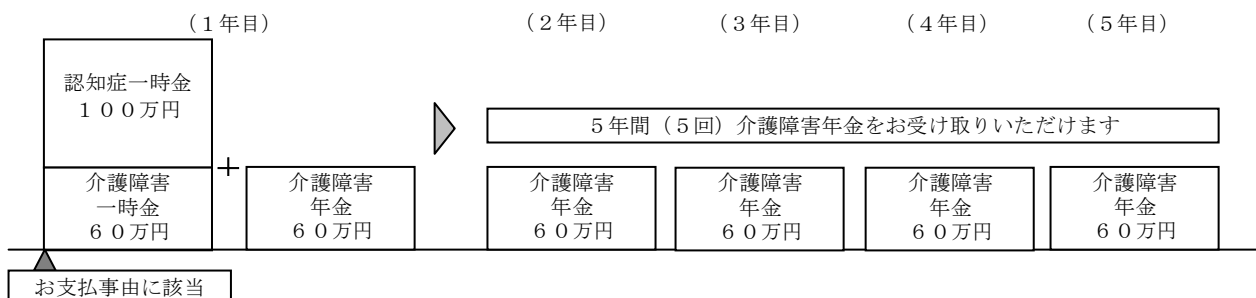
終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）認知症一時金給付特則付

ご契約例	ご契約年齢：40歳
	保険期間・保険料払込期間：終身
	主契約：終身保険（低解約返戻金型）無配当
	死亡・高度障害保険金額：10万円
	低解約返戻金期間：保険料払込期間と同一 低解約返戻金割合：70%
	特約：終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）認知症一時金給付特則付
	5年確定年金：介護障害年金額60万円 介護障害一時金1倍型 認知症一時金額：100万円



<お受け取りイメージ> 65歳で公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当し、約款所定の認知症介護状態が180日以上継続していると医師によって診断確定されたとき

■上記ご契約例の場合



### III. 保障内容

#### 終身保険（低解約返戻金型）無配当

保険金	保険金をお受け取りいただける場合（お支払事由）	お受取額
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき	

※保険金のお受け取りにより、保険契約は消滅します。

※死亡保険金と高度障害保険金は、重複してお受け取りいただけません。

#### 終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）認知症一時金給付特則付

給付金	給付金をお受け取りいただける場合（お支払事由）	お受取額										
介護障害年金	<p>病気やケガで次のいずれかに該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的介護保険制度に定める<u>要介護2</u>以上の状態に該当していると認定されたとき</li> <li>・<u>満65歳未満の被保険者</u>について、約款所定の<u>生活介護状態が180日以上継続</u>していることが医師によって診断確定されたとき</li> <li>・約款所定の高度障害状態になられたとき</li> </ul> <p>■選択いただける介護障害年金の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>介護障害年金のお受け取りについて</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終身年金</td> <td>お受取回数に限度はありません。 第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、お支払事由に該当している限り、終身にわたって第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。</td> </tr> <tr> <td>5年確定年金</td> <td>お受取回数は5回です。 第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。</td> </tr> </tbody> </table>	年金種類	介護障害年金のお受け取りについて	終身年金	お受取回数に限度はありません。 第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、お支払事由に該当している限り、終身にわたって第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。	5年確定年金	お受取回数は5回です。 第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。	介護障害年金額				
	年金種類	介護障害年金のお受け取りについて										
	終身年金	お受取回数に限度はありません。 第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、お支払事由に該当している限り、終身にわたって第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。										
	5年確定年金	お受取回数は5回です。 第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。										
介護障害一時金	<p>第1回の介護障害年金をお受け取りいただくとき（保険期間を通じて1回限り）</p> <p>■選択いただける介護障害一時金の型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>介護障害一時金の型</th> <th>介護障害一時金の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時金1倍型</td> <td>介護障害年金額</td> </tr> <tr> <td>一時金2倍型</td> <td>介護障害年金額の2倍</td> </tr> <tr> <td>一時金4倍型</td> <td>介護障害年金額の4倍</td> </tr> <tr> <td>一時金なし型</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	介護障害一時金の型	介護障害一時金の金額	一時金1倍型	介護障害年金額	一時金2倍型	介護障害年金額の2倍	一時金4倍型	介護障害年金額の4倍	一時金なし型	なし	介護障害一時金額
	介護障害一時金の型	介護障害一時金の金額										
	一時金1倍型	介護障害年金額										
	一時金2倍型	介護障害年金額の2倍										
	一時金4倍型	介護障害年金額の4倍										
一時金なし型	なし											
認知症一時金	<p>次のすべてに該当されたとき（保険期間を通じて1回限り）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気やケガで約款所定の認知症介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき</li> <li>・第1回の介護障害年金をお受け取りいただくとき、または、すでに第1回の介護障害年金をお受け取りいただいているとき</li> </ul>	認知症一時金額										

※第1回の介護障害年金のお支払事由に該当したとき、以後、本特約の保険料のお払込みは不要となります。

※認知症一時金をお受け取りいただいた場合でも、本特約は存続しますが、認知症一時金給付特則は消滅します。

#### IV. 取扱規定（抜粋）

契約年齢範囲	20歳～75歳
保険期間	終身
保険料払込満了年齢	60歳～80歳（1歳刻み）、終身払
死亡・高度障害保険金額	10万円～99万円（1万円単位）
介護障害年金額	10万円～500万円（1万円単位）
認知症一時金額	50万円、100万円、200万円、300万円から選択
最低保険料	月払：1,500円、半年払：9,000円、年払：18,000円 団体扱、準団体扱および集団扱の契約には適用されません

※契約年齢により取扱いの範囲は異なります。お申込みいただく内容によっては、取扱範囲に制限があります。

#### V. 保険料例

##### <ご契約例1>

<b>主契約：終身保険（低解約返戻金型）無配当</b>	<b>特約：終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡・高度障害保険金額：10万円</li> <li>低解約返戻金期間：保険料払込期間と同一 低解約返戻金割合：70%</li> <li>月払・口座振替扱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年確定年金：介護障害年金額60万円</li> <li>介護障害一時金1倍型</li> <li>認知症一時金給付特則付 認知症一時金額：100万円</li> </ul>

ご契約年齢	終身払	
	男性	女性
20歳	2,114円	2,248円
30歳	2,550円	2,774円
40歳	3,332円	3,723円
50歳	4,825円	5,526円
60歳	7,818円	9,141円

##### <ご契約例2>

<b>主契約：終身保険（低解約返戻金型）無配当</b>	<b>特約：終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡・高度障害保険金額：10万円</li> <li>低解約返戻金期間：保険料払込期間と同一 低解約返戻金割合：70%</li> <li>月払・口座振替扱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>終身年金：介護障害年金額60万円</li> <li>介護障害一時金なし</li> <li>認知症一時金給付特則付 認知症一時金額：100万円</li> </ul>

ご契約年齢	終身払	
	男性	女性
20歳	2,894円	3,670円
30歳	3,384円	4,562円
40歳	4,286円	6,177円
50歳	6,037円	9,258円
60歳	9,510円	15,441円